一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長 (公 印 省 略)

浄化槽工事業者の登録情報のインターネット公表の推進について

平素より、浄化槽法(昭和58年法律第43号)の施行にあたり、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

浄化槽法第 30 条においては、浄化槽工事業者は、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、名称や登録番号等を記載した標識を掲げなければならないこととされています。

このうち、営業所における標識の掲示は、その業者が登録を受けた業者であることを対外的に明らかにし、業者選択を行おうとする注文者の利便に供しようとすること等を目的としています。

近年、情報通信技術の進展とインターネットの普及により、国民生活におけるインターネットの活用は日常的なものとなっており、浄化槽工事の注文者が請負業者を選定しようとする際には、インターネットによる情報収集を行うことが想定されます。

このような状況においては、浄化槽法第 30 条の規定の趣旨も踏まえると、引き続き営業所での標識掲示は行いつつも、注文者の利便向上のため、各浄化槽工事業者の登録情報をインターネット上で確認することができる環境を整備することが必要です。

浄化槽工事業者の登録情報については、各都道府県浄化槽担当部局長に対しても、別添のとおり、ウェブサイト上での公表に協力いただくよう通知しているところですが、注文者がより容易に登録情報を把握することができるよう、各浄化槽工事業者の所有する自社のウェブサイト等においても、「氏名又は名称」及び「代表者の氏名」と併せて、「登録番号及び登録年月日(建設業法(昭和24年法律第100号)に基づき土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている者にあっては、届出番号又は届出年月日)」及び「浄化槽設備士の氏名」について、積極的に公表していただきますようお願いいたします。

また、同法に基づき、工事現場においても標識の掲示を行っていただいているところですが、各浄化槽工事業者が施工する浄化槽工事の情報についても、国民利便向上

のため、可能な範囲でウェブサイトでの公表をご検討いただきますようお願いいたします。

貴職におかれては、本通知の内容について、貴団体傘下の浄化槽工事業者に対し周 知いただきますようお願いいたします。

国不建第538号令和5年2月2日

各都道府県浄化槽担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長 (公 印 省 略)

浄化槽工事業者の登録情報に係るインターネット閲覧の推進について

平素より、浄化槽法(昭和58年法律第43号)の施行にあたり、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

現在、政府においては、あらゆる産業における将来的な人手不足を見据え、書面、 目視等により行われている手続・業務についてデジタル処理での完結を基本とするな ど5つの柱からなる「デジタル原則」を掲げ、法令等に基づく目視、実地監査、往訪 閲覧等の7項目のアナログ規制について、令和6年6月までにデジタル原則に照らし た見直しを行うこととしているところです。(デジタル原則に照らした規制の一括見 直しプラン(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定))。

浄化槽法第 23 条第 3 項に基づく浄化槽工事業者登録簿の閲覧の請求については、 発注者や元請業者による浄化槽工事業者選定を容易ならしめ、浄化槽工事の円滑かつ 適正な実施を図ることを目的としております。現在、浄化槽工事業に係る登録等に関 する省令(昭和 60 年建設省令第 6 号)第 7 条第 1 項に基づき各都道府県において閲 覧所を設け、閲覧請求者の往訪による閲覧を実施するとともに、既に一部の都道府県 においては、ウェブサイトにおいて浄化槽工事業者の名称、住所、登録番号等を一覧 表形式で公表しているものと承知しております。

貴職におかれては、デジタル化の推進に係る社会的要請も踏まえ、浄化槽工事業者 登録簿に記載の事項のうち少なくとも「氏名又は名称及び住所」、「代表者の氏名」、 「浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号」、「登録番号」及び「登録 年月日」については、国民利便の向上の観点から、各都道府県ウェブサイトにおける 一覧表形式による公表にご協力いただきますよう、お願いいたします。

なお、各都道府県におけるこれらの事項のインターネット公表の状況については、 令和6年6月までの間にフォローアップを行うことを予定しておりますので、ご承知 おきいただきますようお願いいたします。